

新型コロナウイルスによる感染症対策に関する第2次提言

令和2年2月27日

自由民主党政務調査会

新型コロナウイルス関連肺炎対策本部

新型コロナウイルスへの対応については、2月6日に自民党として提言を行い、その提言を踏まえ、政府において、13日に「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」を決定するとともに、14日には予備費の使用について閣議決定されたところである。

また、2月1日から、14日以内に中国湖北省滞在歴がある外国人及び同省において発行された旅券を所持する外国人の日本入国を拒否することとしたが、その後も状況の変化に応じ、13日から中国浙江省、27日からは韓国大邱広域市等についても同様の措置をとられたところである。

前回の党の提言後、クルーズ船ダイヤモンドプリンセス号について、ほとんどの乗客が下船するなど進展が見られる一方、クルーズ船の乗客を含めお亡くなりになる方が発生している。また、感染経路が不明な患者が散発的に発生し、無症状の陽性者も増加するなど感染拡大の局面が変わってきている。

今後の感染拡大を抑制するためには、今のうちから感染拡大防止策を講じ、患者の増加のスピードを可能な限り抑制するとともに、重症化を最大限食い止める観点から、医療提供体制等の必要な体制を整えておくことが何よりも重要である。

このため、新型コロナウイルス感染症の今後の状況の進展もにらみつつ、下記の対策を政府において検討し、緊急度に応じて順次、早急に具体化していくことを求めるものである。

また、今回の新型コロナウイルス感染症が経済に与える影響については、経済成長戦略本部における団体ヒアリング等を通じて、自民党としてもしっかりと把握し、更なる施策の実施に向けた取組を進める。

なお、今回の新型コロナウイルス対応では、800人を超えるチャーター機による邦人等の帰国の実現、3,700人あまりのクルーズ船における乗客・乗員への対応など、これまでに経験したことがない課題に向き合ってきた。わが党は、今後、今回の事案の検証をしっかりと実施する予定であるが、今は、最前線で対応に当たっている医療関係者、民間企業等の方々、自衛隊員、自治体・政府関係者等を全力で支え、国の総力を挙げてこの困難に対処する。

記

1. 積極的な広報の展開と対外発信の充実

- 国民等に対して、新型コロナウイルス感染症の発生状況、典型的な症状などの臨床情報等をわかりやすく情報提供・呼びかけを行うとともに、重症者の割合や回復した事例等も含めて積極的な広報を展開することにより、冷静な対応を促すこと。
- 医療機関への受診について、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に相談し、その上で、37.5°C以上の発熱が4日間続く場合等には、帰国者・接触者相談センターに相談するなど、他の病気の可能性を踏まえた正しい受診の方法を広報すること。
- 正しい手洗いの方法、マスクの使い方、咳エチケットなど具体的な感染対策について、国民にわかりやすく情報提供すること。
- 在留外国人、外国人旅行者に対して、多言語で適切迅速な情報提供を行い、国内での感染拡大防止につなげること。
- 日本における感染拡大について不正確な報道や情報が流され言われなき批判がないよう、わが国における状況や政府の取組に関する正確な理解を促すための情報を、透明性をもって国内外に適時・適切に発信すること。そのため、関係各省における外国語での発信を強化するとともに、専門的知見に基づく説得力のある発信メッセージを作成できるよう、政府全体で連携すること。

2. 働き方の見直し、学校への休業要請等への対応

- 患者・感染者との接触機会を減らす観点から、例えば37.5°C以上の発熱で風邪症状が見られる場合の休暇の取得、テレワーク、時差出勤等の推進を呼びかけるとともに、企業等に対してもその活用を促すこと。
- 新型コロナウイルス感染症に伴い、人・物の移動、交流が減少しており、休業等を余儀なくされる企業等への支援を検討すること。
- 学校における臨時休業の要請や地域における感染拡大等により労働者が休まざるを得ないなど企業や労働者に及ぼす様々な影響が想定されるが、経済的な支援も含め政府として責任を持って対応すること。
- 学校の臨時休業に伴う生徒や学校への影響に対し、万全の対応を行うこと。

3. PCR検査の体制整備

- PCR検査について、順次検査体制を拡充してきたところであるが、民間の検査機関や全国の大学病院などの医療機関等における協力を求め、更なる体制整備を図ること。また、医師が新型コロナウイルス感染症と疑う場合でも検査が受けられないとの声があるが、そのような声を政府として受け止め、必

要な措置を講ずること。改めて、自治体、保健所、医療機関に対して、そのような場合に必要なPCR検査を行うことが可能という通知を徹底すること。

- 今後は、入院を要する患者の治療に必要な確定診断のためにPCR検査が必要となることから、その保険適用を含めて、医療提供の一環としてPCR検査を実施することができるようすること。あわせて、簡易なPCR検査機器の活用を図ること。

4. 国内の医療提供体制の整備

- 国内における感染拡大と、高齢者・基礎疾患のある方が重症化しやすいとの知見を踏まえ、医療機関受診時の感染リスクを防ぎ、できる限り物理的に通院せずに自宅療養できる環境を整えるため、慢性疾患有する方については、電話やオンライン診療を活用するなど必要な対応を検討すること。また、感染し重症となった方については国立病院機構など公的病院等を中心に必要な機能を有する病床を確保すること。
- こうした医療機関のすべての患者に適切な診療ができるよう、感染症に対応した病床環境、治療体制、必要な医療用マスク、防護服、消毒薬等の確保を支援すること。
- 新型コロナウイルス感染症の診療経過等を取りまとめ、診断及び治療に有用な情報を医療現場に還元すること。

5. 高齢者施設等における対応

- 新型コロナウイルスは、高齢者・基礎疾患のある方が重症化しやすいため、高齢者や障害者が集まる特別養護老人ホームをはじめとする高齢者福祉施設、障害者福祉施設等において必要な感染予防対策が取られるよう、政府として必要な支援を行うこと。
- 医療機関、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、保育所等の事業継続が必要な施設・事業所において、感染症が流行し、一時的に必要な職員を確保できない場合においても、人員確保のための支援や人員基準等の柔軟な取扱いなどサービスが継続的に提供されるための対応を行うこと。

6. 検査キット、ワクチンや治療薬の更なる開発促進

- 先般決定された緊急対応策に盛り込まれた、新型コロナウイルスの簡易診断キット、ワクチン、治療薬等の研究開発を着実に進めるとともに、アビガンなど他のウイルスに対する治療薬の研究を国立国際医療研究センター等において早急に進めるなど新たな治療法の開発を加速化させること。

7. 水際対策

- 国内への感染者の急激な流入を防止する観点から、高リスク地域等については、現在、中国湖北省及び浙江省並びに韓国大邱広域市等について入管法

5条に基づき実施されている措置の迅速かつ機動的運用に取り組むこと。

8. マスク等の安定確保策の検討

- 海外依存度の高いマスク等の衛生資材が国際的な新興・再興感染症発生時においても安定的に確保されるよう、わが国における備蓄を大幅に増強するとともに、中長期的な対応として、国内生産体制の強化、輸入先の複数国化などの構造改革を進めること。あわせて、マスク等の国民が必要とする物資が確保されるよう、消費者や事業者に冷静な対応を呼びかけること。

9. 地方自治体との連携強化

- 国民の不安に対応する都道府県、市町村等の相談窓口の強化に向けた支援を引き続き行うとともに、必要な情報が都道府県、市町村等にしっかりと届くよう、きめ細かな情報提供を行い、地方自治体と国の協力体制を強化するとともに、必要な財政支援を講じること。

10. 感染症対策の政府内の体制整備

- 新型コロナウイルス対策について、省庁の壁を超えたチームをつくり、主要な課題に機動的に対応するなど、政府一丸となって対応できる体制を構築すること。
- 国際的な脅威となり得る感染症については、世界各地の感染症発生動向を監視し、迅速に情報を入手するとともに、専門家によるリスク評価を早急に実施できる体制の整備を検討すること。
- 国際的な脅威となり得る感染症への対応を将来にわたって一層万全なものとするため、現在、内閣官房副長官補の下に置かれている感染症対策に関する部局を統合・格上げし、国際的な感染症発生動向の監視・情報収集、感染症の知見と行政経験を持つ責任者を中心に専門家によるチームを組織するなど適時適切なリスク評価を行い、各省庁への迅速・適確な指揮命令ができる新たな体制を整備すること。

11. 感染症対策の見直し等

- 新型コロナウイルスに関する科学的知見や感染に関する事態の推移を見極め、検証した上で、今後、感染症法、検疫法など感染症対策の総合的な見直しを検討すること。
- 今般のクルーズ船における対応を契機とし、病院船の活用について検討を行うこと。

(以上)